	議事録
会議名	平成24年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会
開催日時	平成24年11月27日(火)午後1時30分から 開催形態 公 開
開催場所	寒川町役場 本庁舎3階 議会第1会議室
出席委員	会長:8番 金子保男 会長職務代理:6番 脇 文亮 委員:1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂 合計8名
欠席委員	なし
農業委員 会事務局	事務局長:中嶋利弥 副主幹:原田健伸
議事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
会議の概要	会 長:ただ今から、平成24年第11回定例総会を開会いたします。 欠席委員はおりません。全員出席で定足数に達しておりますので、総会は 成立しております。
	本日の議事録署名人に、3番楠谷委員と4番石黒委員を指名いたします。 会 長:それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番 号38号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いしま す。
	事務局:(議案番号38号を朗読) 当案件は、譲渡人が高齢ということで、同世帯の息子である譲受人に所有権を移転するものですが、元々この農地の所有権は二人の共有名義であり耕作も共同で行っているところです。耕作状況については世帯3人で常時従事しており、トラクター、耕うん機、田植機等の大型農機具を所有し、水稲のほか、キュウリ、ナス等の露地野菜を栽培するなど全ての農地を効率的に耕作しております。自宅から申請地までの通作距離は約4kmですが車で約8分ということです。また、申請地を含め、寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。
	会 長:続いて、地区担当の石黒委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4 番:この農地は旭保育園の近くにある畑で、1年に何回かはロータリーをかけて耕しているのを見たことがあります。今現在は草が少し出ている状態で
	した。 会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。
	(委員より意見、質問なし) 会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号38号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号38号は原案のとおり許可証を交付する ことに決定いたします。

次に、日程第2、非農地証明願について、議案番号39号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号39号を朗読)

当該地は位置図にありますとおり、県道伊勢原・藤沢線の田端二本松の交差点から北に160m、東に40mほど入った所にあります。この2筆を含め、分筆前の昭和44年に農地法第4条の許可をしているのですが、その後、分筆をされた後もこの2筆だけは地目変更登記をしておらず、以前はどうかわかりませんが、法務局が分筆後の農地の地目変更に、分筆前の許可証明ではできないらしいので、非農地証明願いが出されました。当該地には、昭和45年に借家が建築され、その後、近辺の借家6軒の駐車場になっているということです。なお、当該地の立地基準につきましては、市街化区域から連たんしていることから第3種農地にあたります。現地には、11月14日に地区担当の楠谷委員及び金子会長と共に調査に行っております。

- 会 長:続いて、地区担当の楠谷委員から、補足説明がありましたらお願いします。
- 3 番: 先々週の水曜日に、会長と事務局と共に現地を見てきました。昭和45年から借家がありまして、最近古くなったということから、壊して更地にし、 砂利を敷いて車をとめていました。ここは非農地ということでよろしいか と思われます。
- 会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号39号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号39号は原案のとおり非農地証明書を 交付することに決定いたします。

次に、日程第3、農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について、報告番号84号及び85号の2件、日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号86号から90号の5件、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号91号及び92号の2件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号93号から97号の5件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局:(報告番号84~97号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長:ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項に ついては了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長:では、以上をもって、平成24年第11回寒川町農業委員会定例総会を 閉会いたします。

資料 1. 平成24年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(3番) 楠 谷 稔 議事録署名人(4番) 石 黒 明本議事録は、平成24年12月25日、承認・署名を得て確定しました。